

東日本学生サイクリング連盟 規約

2004年5月8日改訂版発行 改定責任者 41代理事長 樋口 直樹

第1章 総則

- 第1条 本連盟は東日本学生サイクリング連盟（East - Japan Student Cycling Association）と称す。
- 第2条 本連盟は、サイクリング活動を通じて、各大学の交流を深め、学生サイクリングの発展に寄与すると共に、大学生としての人間形成に努めることを目的とする。
- 第3条 本連盟は、第2条の目的に賛同する東日本地区の各大学のサイクリングクラブ（部）を持って構成する。
- 第4条 本連盟は、日本サイクリング協会（JCA）の構成団体である。

第2章 事業

- 第5条 本連盟は第2条の目的を達成する為に、次の事業を行う。
1. 加盟校の相互連絡と情報交換
 2. ラリー、RTT等の開催
 3. サイクリングに関する研究会の開催
 4. 機関紙等刊行物の発行
 5. 関係団体との相互連絡と情報交換
 6. 大学サイクリングクラブの加盟促進
 7. その他第2条を満たすために必要な事業

第3章 組織

- 第6条 本連盟は、前条の事業を行うために、次の組織を設置し運営する。
1. 総会
 2. 理事局（理事校）
 3. 各局（事務、機材、資料、印刷）
 4. 各種担当校
 5. 各種委員会

第4章 総会

- 第7条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、原則として1ヶ月に1度理事長により召

集されるものとする。

第 8 条 総会の各加盟校の代表は原則として正理事、副理事とする。

(但し、傍聴は自由である)

第 9 条 1 2 月は特別総会とし、各加盟校の執行部の出席により、次のことを行う。

- 1 . 当年度事業報告
- 2 . 来年度事業計画、および予算の立案
- 3 . 連盟運営の反省と提言
- 4 . その他重要事項

第 1 0 条 総会の議長はその席上において理事長が任命する。

第 1 1 条 総会の成立は、正加盟校の 4 分の 3 以上の出席とし、議決は出席正加盟校の 3 分の 2 以上とする。但し、あらかじめ書面をもって意思表示があった場合には出席とみなし、総会の決定に委任するものとする。(書状は総会前日までに理事長に届かなければならない)

第 1 2 条 総会の議決は各正加盟校単位をもって 1 票とする。

第 5 章 理事局 (理事校)

第 1 3 条 理事局 (理事校) は、次の業務を行う。

- 1 . 加盟校および関係団体との連絡調整
- 2 . 総会への協力
- 3 . 会計業務
- 4 . その他連盟全般にかかわる業務

第 1 4 条 理事局 (理事校) は、次の役員をもって構成する。

- | | |
|----------|-------|
| 1 . 理事長 | 1 名 |
| 2 . 副理事長 | 2 名以内 |
| 3 . 書記 | 2 名以内 |
| 4 . 会計 | 2 名以内 |

第 1 5 条 理事局 (理事校) の役員の任期は 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までとする。

第 1 6 条 理事局 (理事校) は、1 2 月総会までに任命され再選を妨げない。

第 6 章 事務局

第 1 7 条 事務局は次の業務を行う。

1. JCA への連盟の活動報告
2. JCA 事業委託金の申請
3. その他 JCA との連絡調整
4. 保険の加入、会員証の発行、更新の手続
5. 加入者名簿の作成
6. 保険カードの発行
7. その他保険関係業務

第 18 条 事務局は次の役員をもって構成する。

1. 事務局長 1 名
2. 副事務局長 1 名（省略可）
3. 庶務 若干名（省略可）

第 19 条 事務局の任期は 1 年とし、役員の任期は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 20 条 事務局は 12 月総会までに任命され再任を妨げない。

第 7 章 機材局

第 21 条 機材局は次の業務を行う。

1. 機材の保管、貸し出し
2. 機材の購入、処分
3. 機材保管リストの作成
4. その他機材局関連業務

第 22 条 機材局は次の役員をもって構成する。

1. 機材局長 1 名
2. 副機材局長 1 名（省略可）
3. 庶務 若干名（省略可）

第 23 条 機材局の任期は 1 年とし、役員の任期は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 24 条 機材局は、12 月総会までに任命され、再選を妨げない。

第 8 章 資料局

第 25 条 資料局は次の業務を行う。

1. 資料の保存、管理

2. 資料の貸し出し
3. 資料のリスト作成
4. 資料、マニュアル等の提出要請
5. その他の資料局関係業務

第26条 資料局は次の役員をもって構成する。

1. 資料局長 1名
2. 副資料局長 1名(省略可)
3. 庶務 若干名(省略可)

第27条 資料局の任期は1年とし、役員の任期は1月1日から12月31日までとする。

第28条 資料局は、12月総会までに任命され、再選を妨げない。

第9章 印刷局

第29条 印刷局は次の業務を行う

1. 総会前、後の配布物の郵送手続
2. 総会欠席校の総会時配布物の郵送
3. 本部、執行部名簿の作成及び配布
4. その他印刷局関連業務

第30条 印刷局は次の役員をもって構成する。

1. 印刷局長 1名
2. 副印刷局長 1名(省略可)
3. 庶務 若干名(省略可)

第31条 印刷局の任期は1年とし、役員の任期は1月1日から12月31日までとする。

第32条 印刷局は、12月総会までに任命され、再選を妨げない。

第10章 担当校

第33条 第5条の事業を達成する為に必要な場合には、各事業ごとに担当校を置くことができる。担当校は、別に定めるものとする。

1. ラリー
2. サイクルO.L.
3. R.T.T.

4. その他

第11章 委員会

第34条 第5条の事業を達成する為に、以下のものを設置する。

1. 企画委員会
2. FO・CM委員会
3. 広報委員会

第12章 理事

第35条 各加盟校は、正理事を1名、副理事を1名以上選出しなければならない。但し、正理事は原則として前年度副理事がなることとする。

第36条 理事は総会に参加しなければならない。但し、参加できない事情があるときは、代理人の参加を認める。また、代理人も参加できない場合には、総会の前日までに理事長に通告しなければならない。

第37条 理事は、名簿の住所等変更があった場合、直ちに訂正しなければならない。また、各種手続は、速やかに遂行しなければならない。

第38条 正理事、副理事は原則として第34条に定める委員会に所属しなければならない。

第39条 理事の任期は1月1日から12月31日までとする。その間の解任は原則としては認めない。

第13章 会員

第40条 会員は本連盟が発行する刊行物を優先的に受け取ることができるとともに、サイクリングに関する諸連盟行事に優先的に参加できる。

第41条 連盟所定の保険へ未加入の者は、原則として連盟行事への参加を認めない。但し、未加入者であっても特別参加が認められた者は、主管所定の保険に加入することを義務付ける。

第42条 加盟校においては、ESCA 総会后、全クラブ員に対する連絡徹底の為にミーティングを開くことを義務付ける。

第14章 加盟・準加盟並びに脱退・除名

(準加盟)

- 第43条 新規に本連盟の会員になる意志のある大学サイクリングクラブ(部)は、所定の期限までに理事長にその旨を通告し、総会において第11条に基づく承認を得て準加盟とする。なお、その後速やかに以下の手続を遂行しなければならない。
1. JCA地方協会において本連盟と同一の保険に加入し、地方協会においてJCA会員証の発行をうける
 2. 連盟費を理事局(理事校)に納める
 3. 以上の手続は、承認を得てから14日以内に行わなければならない。遅れたときは、その登録を取り消されることがある
- 第44条 準加盟校は総会において発言権はあるが議決権を持たない
- 第45条 準加盟期間は1年以内を原則とする。また、準加盟校は11月総会において「正加盟申請」をし、第11条に基づく承認により正加盟校となる。
- 第46条 正加盟校においては、原則として脱退除名の後1年以内に準加盟になることが出来ない。但し、理事局(理事校)が認めた場合はこの限りではない。この場合、特例措置として第11条に基づく承認ではなく、出席加盟校中4分の3以上の承認を必要とする。

(正加盟)

- 第47条 正加盟校は翌年も引き続き正加盟であるためには、所定の期限までに加盟申請書を理事長宛てに提出しなければならない。
- 第48条 総会は、加盟校に対し、次のような行為があった場合には除名勧告をすることができる。
1. 連盟行事に参加の熱意が無く、これ以上活動を共にすることが不可能であると認められた場合
 2. 連盟の行動・名誉を著しく侵害するような行為があった場合
 3. その他、総会において認められた事項に著しく反した場合
- 第49条 理事局(理事校)は、加盟校に対し次のような行為があった場合には除名勧告を出すことができる。
1. 連盟費を滞納した場合
 2. 総会を無断で欠席、遅刻、早退した場合
- 第50条 同一年度内に除名勧告を3度受けたクラブは、その事実をもって除名する。

第51条 除名勧告を受けたクラブは、クラブの主将名義で改善案を次回総会に提出しなければならない。これを怠ったクラブはその事実をもって除名する。

第52条 脱退については、脱退理由を理事長に提出するものとする。

第15章 会計

第53条 本連盟の会計は、次の通りとする。

1. 連盟費

2. 本連盟の目的、事業に賛同するものの援助及び寄付

3. 本連盟の会計年度は1月1日より12月31日までとする

第54条 連盟費は正加盟校の加盟員1名につき2050円、準加盟校の加盟員1名につき1030円とする。

第55条 本連盟の行事において赤字が出た場合には、可能な限り援助し、不可能な場合には総会の議決によって善処する。

第56条 本連盟の会計監査は、前年度理事局（理事校）が行う。

第57条 本連盟の収支決算は、毎会計年度終了後に理事局（理事校）が作成し、収支決算書を次年度の4月総会までに提出し、第11条に基づく議決をもって承認されなければならない。

第16章 役員の罷免

第58条 理事長・事務局長などの役員がその職務を遂行することが不可能になった場合、あるいは不可能と認められた場合、総会は第11条に基づく議決をもって当該の役員を罷免することができる。なお、罷免後の役員選出については、新役員を各加盟校に通知し総会において第11条に基づく議決をもって承認されなければならない。

第17章 規約の改正

第59条 本規約は、第11条に基づく議決をもって改正することができる。

第18章 付則

(1) 覚書は、次の通りとする。

(イ) 総会で議決されたもののうち覚書とする必要が認められるものについては、連盟員の申し出により第11条に基づく議決によって覚書とする。

(ロ) 覚書は、その効力をその年度内とする。但し、次年度の最初の総会で必要とされるものについては、(イ)より再度議決、修正するものとする

(2) この規約は平成16年5月8日をもって改定した。